

(仮称)小坪2丁目公園の 名称を募集します



令和9年4月
開園予定



令和9年4月に、平時は憩いの場として、災害時には柔軟に対応できる場所として公園の整備が完了する予定です。市民の皆様をはじめ、たくさんの人から親しまれる公園を目指して名称を募集します。

募集内容

対象	市内在住・在勤・在学の方 ※お一人につき1回まで応募可
選考基準	(1) 覚えやすく、親しみやすいこと (2) 呼びやすく、文字にした際に分かりやすいこと (3) 公園の目的（子どもたちから高齢者までの幅広い年齢層にわたり親しまれる公園）やイメージ（立地や特徴等）に合うもの 他 ※詳しくは募集要項をご確認ください
必要事項	(1) 公園の名称案（ふりがな） (2) その名称にした理由や想い等 (3) 氏名（ふりがな）、住所、市外在住の方は勤務先や学校名
名称の決定	応募があった名称を参考に、選考基準をもとに選考委員会にて公園名称を選考、決定します。最終決定した名称は令和8年8月下旬（予定）に、市ホームページ等で公表します。
募集期間	令和8年6月26日（金）から令和8年7月23日（木）まで

応募方法

申し込みフォーム（e-kanagawa電子申請）よりご応募ください。
または緑政課、沼間コミセン、小坪コミセン窓口の応募ボックスへ。

お申込み
はこちら
→



(仮称)小坪2丁目公園 名称募集 応募用紙

ふりがな	
公園名称案	
その名称にした理由 や想い、エピソード	
氏名（ふりがな）	
住 所 ※字丁目まで （市外在住の方は 勤務先や学校名等）	

【公園の概要】

所在地等：逗子市小坪2丁目1042番1（面積:23,646㎡）

公園について：遊具などの整備を行わず、駐車場、公衆トイレ、園路等を設置します。広く開けた土地を最大限生かして、災害時に柔軟に対応できる公園として整備を行っています。災害時には、仮設住宅建設用地、ペット同伴可能な一時避難場所や、災害廃棄物仮置場候補地等としての活用を想定しています。

【募集要項】



【選考基準】

- (1) 覚えやすく、親しみやすいこと
- (2) 呼びやすく、文字にした際に分かりやすいこと
- (3) 公園の目的（子どもたちから高齢者までの幅広い年齢層にわたり親しまれる公園）やイメージ（立地や特徴等）に合うもの
- (4) 市内の既存の公園名称と類似しないこと
- (5) 第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの
- (6) 公序良俗に反しないもの

※応募された名称を参考として、複数案の組み合わせや一部修正を行う場合があります

【市内公園リスト】



【注意事項】

- ・応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利は、逗子市に帰属します。
- ・応募があった名称は加筆・修正等を加えたうえで、候補案とする場合があります。
- ・応募者は、応募作品に対し、著作人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- ・公募作品は、他の名称や商標などに類似しないものであること。
- ・応募に係る費用は応募者の負担とし、応募用紙は返却しかねます。
- ・応募者に関する個人情報、この名称募集に関する業務にのみ使用します。